

平成23年8月23日

原子力安全・保安院

平成23年度高圧ガス保安活動促進週間の実施について

原子力安全・保安院は、平成23年10月23日（日）から29日（土）に、平成23年度高圧ガス保安活動促進週間を実施します。

高圧ガス保安活動促進週間は、民間事業者等の高圧ガスの保安に関する活動を促進し、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として、実施するものです。

1. 趣旨

民間事業者等の高圧ガスの保安に関する活動を促進し、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として、各地の実情に即した行事を行い、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進を図ります。

2. 内容

原子力安全・保安院は、高圧ガス保安活動促進週間実施のための実施要領を作成し、各産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。）、各都道府県、高圧ガス保安協会及び関係する全国団体（以下「各機関等」と言う。）に通知します。

各機関等においては、実施要領に基づき、各地の実情に即した行事を行い、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進を図ります。

3. 期間

平成23年10月23日（日）～29日（土）

4. 重点目標

今年度の高圧ガス保安活動促進週間の重点目標は以下の通りです。

（実施要領から抜粋）

（1）高圧ガス保安法関係

- ①高圧ガス販売先における充てん容器等の盗難防止対策の徹底
- ②高圧ガス製造事業所等における設備の管理方法の見直し及び漏えい等の未然防止
- ③タンクローリー、バラ積みトラックにおける高圧ガス移動時の保安対策の推進
- ④残ガス容器のくず化に係る取扱いの周知の徹底
- ⑤高圧ガス利用者（特に、溶接・溶断を行う者並びにコールドエバポレータ及び空調設備等の利用者）における保安意識の向上
- ⑥コンビナート地域における防災対策の推進及び大規模災害に対する防災意識の高揚
- ⑦運転・操作上（ソフト）の要因による人的被害が多いことにも留意した各事業所に

おける自主保安意識の高揚並びに保安対策に係る教育・訓練の徹底及び見直し
(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

- ①一般消費者等に対して、液化石油ガス販売事業者等が行っている保安業務の内容、消費機器の維持管理方法、一酸化炭素中毒事故防止対策及びガスが万が一漏出した場合の適切な対処方法の周知
- ②業務用厨房等の事故防止対策として、燃焼器具の適切な操作方法に重点をおいた周知の徹底
- ③高齢者及び一人暮らしの消費者に対して、LPガス設備を安全・安心に使用するための保安啓発の実施
- ④液化石油ガス販売事業者等に対して、法令遵守、事故防止対策等の再周知の徹底



(平成23年度高圧ガス保安活動促進週間ポスター)

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省原子力安全・保安院 保安課長 表 尚志

担当者：樋口、長井

電話：03—3501—1511(内線：4941)

03—3501—1706(直通)